

島根県令和元年度「明日への消費者活動支援事業」(消費者団体教育機能強化事業)
「消費者市民社会」を支える消費生活相談員養成のための
社会人学び直し教育プログラム(応用編)
受講生募集要項(9月開始)

平成21年9月施行の消費者安全法第8条第2項により、消費生活相談が市町村の業務としても位置づけられたことを受け、各市町村に消費生活相談員窓口が設置されてきました。しかし、専門資格を持つ相談員は不足しており、地域住民の相談に適切に対応できる法的実務能力を持った人材育成が急務となっています。また、改正消費者安全法(平成28年4月1日施行)により、「消費生活相談員」が国家資格になったこともあり、消費者問題に関心のある方や定年退職者などにおいてその資格を目指す方が増えています。

本センターでは、消費生活相談員を目指している方をはじめ、消費者市民社会の構築のためにより専門的に消費者問題に取り組みようとしている社会人の方に対し、法曹養成教育の実績に基づくきめ細かな指導の下で実践的な法学教育を行います。平成30年度は『基礎編』として、多くの方にご参加いただきました。今年度は、基礎知識を踏まえた『応用編』として製品の安全性確保に関する法律知識、金融商品に関する法律知識、消費者の権利を実現するための手続きに関する法律知識などに焦点を絞り授業を行います。なお、前回の『基礎編』を受講していない方でもご応募いただけます。

1. 対象者

当該業務を担当されている行政職の方または消費生活相談員の国家資格取得を目指す社会人の方、より専門的に消費者問題に取り組みようとしている島根県在住の社会人の方を対象とします。

2. 履修期間と授業時間帯

- (1)履修期間:2019年9月14日(土)から12月14日(土)までの7講の授業
- (2)授業時間帯:原則、土曜日の13時から16時までとします。

3. 授業内容

月日	講	授業内容
9/14 (土)	1	消費生活相談員に必要な製品の安全性確保に関する法律の基礎知識(1)製造物責任法
9/21 (土)	2	消費生活相談員に必要な製品の安全性確保に関する法律の基礎知識(2)消費者安全法
10/19 (土)	3	消費生活相談員に必要な製品の安全性確保に関する法律の基礎知識(3)消費生活用製品安全法など
11/16 (土)	4	金融商品に関する法律知識(1)金融商品取引法
11/30 (土)	5	金融商品に関する法律知識(2)金融商品販売法

12/7 (土)	6	消費者の権利を実現するための手続(1)民事手続法
12/14 (土)	7	消費者の権利を実現するための手続(2)消費者裁判特例法

4. 募集人員 15名程度

5. 受講会場・受講方法

- (1) 受講会場: 基本的には、島根大学松江キャンパスを会場とするが、受講生の状況及び遠隔地の受講者等に対してはVTR(貸出用)により受講できるものとします。
- (2) 受講方法: ①島根大学での対面授業と②VTRによる自宅等での受講の二通りとします。

6. 申請手続

(1) 申込方法

志願者は、所定の申請書類を(4)に提出してください。

郵送する場合は、「簡易書留」郵便とし、封筒に「消費者市民社会を支える消費生活相談員養成受講申請書在中」と朱書きしてください。

(2) 申請期間

令和元年7月22日(月)から令和元年8月30日(金)までの土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。(郵送の場合も8月30日(金)午後5時までに必着。)

(3) 申請書類

提出書類	摘 要
志願書	本センター所定の用紙を使用し作成したもの

(4) 申請書類提出先

〒690-8504 松江市西川津町1060

島根大学法文学部事務部総務グループ

7. 受講者決定の通知

本人に文書により通知します。(※9月上旬発送予定)

8. 問い合わせ先

島根大学法文学部事務部総務グループ

TEL (0852) 32-9835 FAX (0852) 32-6125

個人情報の取扱い

提出された書類の氏名、住所等の個人情報については、受講者への連絡のほか、本教育プログラムに係る業務を円滑に行うためにのみ利用します。他の目的に利用し、又は提供することはありません。